

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> 1 全体評価</p> <p><b>【原文】</b> 「一方、年度計画に掲げているテネシー大学（米国）に事務職員を派遣し、長期語学研修を実施することについては、派遣するまでには至っていないことから、着実な取組が求められる。」</p> <p><b>【申立内容】</b> 削除願いたい</p> <p><b>【理由】</b> 長期語学研修については、後述の「項目別評価」における申立てのとおり「年度計画を十分に実施している」と判断していることから、項目別評価の結果を踏まえて評価が行われている「全体評価」においては、当該事項についての記述は削除となるため。</p>	<p><b>【対応】</b> 意見のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 平成20年6月に派遣者の選考及び決定を行ったが、平成20年7月28日に派遣予定者本人の都合による派遣辞退があったことや、8月1日から8月25日まで再募集を行うなど、事務職員を長期語学研修に派遣するための取組を行っていることを総合的に勘案したため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>  2 項目別評価  I. 業務運営・財務内容等の状況  (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p><b>【原文】</b>  「(法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項)  ○「米国テネシー大学マーチン校に事務職員を派遣し、長期語学研修を引き続き実施する」(実績報告書21頁・年度計画【34-1】)については、事務職員を派遣するまでには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p><b>【申立内容】</b>  削除願いたい</p> <p><b>【理由】</b>  長期語学研修については、平成20年6月に派遣者を選考したが、後に本人から結婚、及び他機関への異動希望を理由とした辞退の申し出があったため、急遽、再募集を行ったものの、結果応募者はなく、平成20年度は職員を派遣できなかったものである。  本研修は、本学の協定校である米国テネシー大学マーチン校が開設している集中英語プログラムに事務職員を派遣しているものであり、派遣の時期及び期間については、あらかじめ設定されていることから、派遣を希望する職員があっても業務の調整が必要なため、容易に派遣できない実態がある。  平成20年度の本研修実施事業については、事業実施通知による公募を行い、応募者について選考を行った上で派遣者を決定した。派遣者からの辞退申し出後に</p>	<p><b>【対応】</b>  意見のとおりとする。</p> <p>なお、「平成20年度の実績のうち、下記の事項が注目される」に下記内容を追加する。</p> <p>○ テネシー大学(米国)に事務職員を派遣し、長期語学研修を実施することについては、派遣者決定後に本人の都合による派遣辞退があり、その後再募集を行ったが応募者がなく、事務職員を派遣するまでには至っていないことから、候補者を派遣できなくなった場合に備えて、補欠候補者を選考するなどの取組を行うことが期待される。</p> <p><b>【理由】</b>  前述のとおり。</p>

は、限られた期間において速やかに再募集を行っており、結果的には派遣できなかったものの、研修事業そのものは実施していることから、法人の自己評価は「年度計画を十分に実施している」と判断したものである。

評価委員会は、結果的に職員を派遣できなかった点に焦点を合わせて、「年度計画を十分に実施していない」と判断したが、前述のような偶発的かつ不測の事態により派遣することができなかった状況や本研修の特殊性を十分勘案した上での評定をお願いしたい。

なお、本研修については、同様の事例として、平成17年度において、派遣候補者の業務の調整が付かず、当該職員の派遣を見送り、結果として当該年度は派遣しなかった経緯があった。「米国テネシー大学マーチン校に事務職員を派遣し、長期語学研修を実施する」と掲げた当該年度の年度計画について、法人による自己評価では「年度計画を十分に実施している」と判断したところであるが、平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果においては、法人の評価と評価委員会との評価が異なる指摘や課題がある旨の指摘は受けていなかったものである。評価委員会のこうした判断は正しかったと考える。

このことから、平成17年度の評価結果を踏まえると、本評価の評価基準である「各年度終了時の評価に係る実施要領」に基づいて、第1期中期目標期間における評価の一貫性を確保する上でも、今回も同様の評定がなされてしかるべきといえる。

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>  2 項目別評価  I. 業務運営・財務内容等の状況  (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p><b>【原文】</b>  「<b>【評定】</b> <u>中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている</u>  (理由) <u>年度計画の記載57事項中56 事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、1 事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められ、さらに、大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと等を総合的に勘案したことによる。」</u></p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b> のとおり変更願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b>  「<b>【評定】</b> <u>中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる</u>  (理由) <u>年度計画の記載57事項中すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと等を総合的に勘案したことによる。」</u></p> <p><b>【理由】</b>  年度計画【34-1】「米国テネシー大学マーチン校に事務職員を派遣し、長期語学研修を引き続き実施する」（実績報告書21頁）については、前述の申立てのとおりであり、当該項目における年度計画の記載57事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施して</p>	<p><b>【対応】</b>  意見のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>  前述のとおり。</p>

いる」となるため。

また、評価委員会は、年度計画【34-1】「米国テネシー大学マーチン校に事務職員を派遣し、長期語学研修を引き続き実施する」（実績報告書21頁）について年度計画を十分には実施していないこと、大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことにより、評定を「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」から2段階下げた「中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」としている。

長期語学研修については前述の申立てのとおり不測の事態により派遣することができなかった状況や本研修固有の特殊性があること、また、大学院博士課程における学生収容定員については、学生の充足に向けた様々な取組を行い、その結果、評価委員会が確認しているとおり平成21年度は90%を満たしている状況がある。

以上のことから、個々の状況を勘案せず評定を一律に2段階下げることとは適当とは言えず、本学としては「中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」が妥当と判断しており、評定の変更を申立てるものである。